

人事院事務総局公示第3号

人事院事務総長は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第4項の規定に基づき、昭和60年人事院事務総局公示第1号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和7年6月16日

人事院事務総長 佐々木 雅 之

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1 (略)	1 (略)
2 委任する権限及び所掌事務	2 委任する権限及び所掌事務
一・二 (略)	一・二 (略)
三 人事院規則8—18に規定する次に掲げる事項	三 人事院規則8—18に規定する次に掲げる事項
(1) 第12条第1項第3号の規定に基づき、第3条第1項、第2項並びに第3項第3号及び第9号に掲げる <u>採用試験並びに経験者採用試験である採用試験の受験の申込みを受理すること。</u>	(1) 第12条第1項第3号の規定に基づき、第3条第1項、第2項並びに第3項第3号及び第9号に掲げる <u>採用試験の受験の申込みを受理すること。</u>
(2)~(7) (略)	(2)~(7) (略)
3・4 (略)	3・4 (略)

- 2 この決定による改正は、令和7年7月1日から効力を発生する。